

幼児教育・保育の無償化に伴う施設等利用給付について
(認可外保育施設用)

令和元年9月18日
京都市子ども若者はぐくみ局
幼保総合支援室

- 1 施設等利用給付の支給手続き（※注）について
- 2 施設等利用給付認定変更手続きについて
- 3 確認事項変更届について
- 4 その他

（※注）保護者が施設に支払った利用料について、支給上限額の範囲内で、無償化に係る給付費を、本市から保護者の指定口座にお支払いする手続きのことです。

1 施設等利用給付の支給手続きについて（保護者に行っていただく手続き）

(1) 支給申請

ア 必要提出書類

i 施設等利用費支給申請書

第3-1号様式, 第3-2号様式

ii 特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証（原本）・・・・・・（※注）

第1-3号様式, 第1-4号様式

iii 特定子ども・子育て支援提供証明書（原本）・・・・・・（※注）

第1-4号様式, 第2-3号様式

（※注）認可外保育施設等（認可外保育施設，一時預かり事業，病児保育事業，ファミリーサポート事業）を利用している場合等については，複数の施設・事業所の利用料を合算して施設等利用給付を申請することができるため，1箇月分の申請に対し複数枚提出が必要になる場合があります。

◎「領収証」と「提供証明書」について

領収証	保護者から実際に受領した金額が記載されたもの。 無償化の対象となる費用とならない費用の内訳を区別して作成しなければならない。 ＜無償化の対象となる費用＞ 利用料 ＜無償化の対象とならない特定費用＞ 個人所有となる日用品や制服費等の費用，行事参加費，給食材料費，通園送迎費
提供 証明書	自治体が施設等利用費の支給額を審査する際に必要となる情報（給付算定対象額等）が記載されたもの。

＜重要！＞複数の施設・事業所を利用している場合，京都市はそれぞれの利用料を合算して審査する必要があるため，提供証明書の作成に当たっては，保護者からあらかじめ「施設等利用給付認定（変更認定）通知書」資料1を提示してもらい，認定番号を確認のうえ転記してください。

＜回数券を用いている場合の取扱い＞

回数券等により，複数回分の利用料を事前に支払う場合，1回あたりの利用料金は，回数券等の料金を利用可能回数で除す（10円未満の端数は切捨て。）ことにより算出してください。

なお，領収証自体は回数券等の代金を領収した際に発行することになりますが，給付の請求時に記載する利用実績の確認ができるよう，領収証のほか，特定子ども・子育て支援提供証明書を保護者に発行していただき，それを請求の際に提出させることが必要となります。

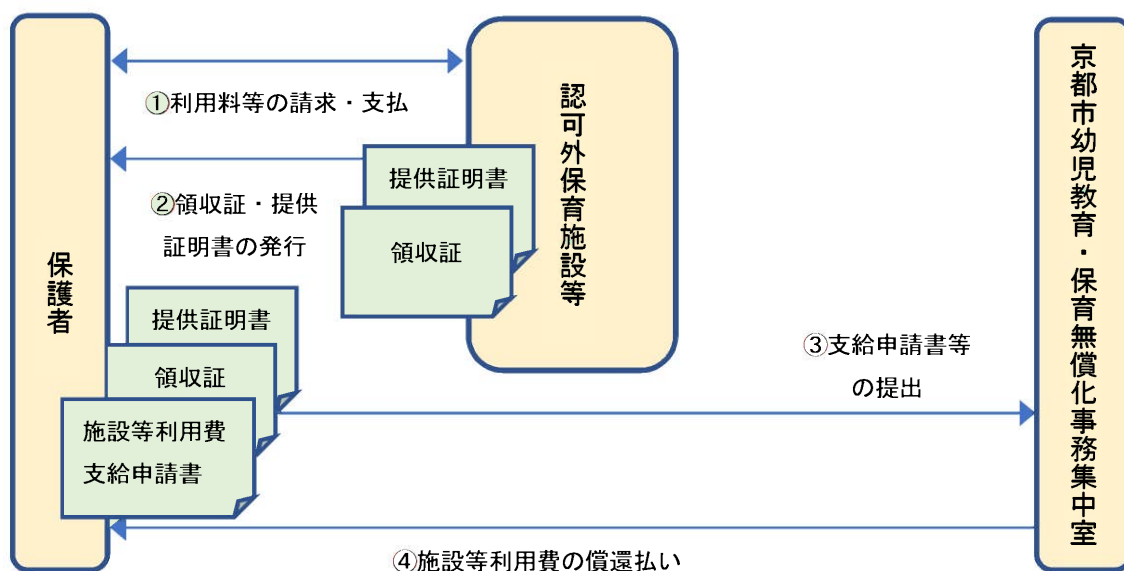
イ 申請方法

保護者が，上記 i ～ iii の書類を以下の提出先に郵送するか，お住まいの区役

所・支所子どもはぐくみ室に直接提出してください。

<提出先> 〒604-8171

京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル3階
京都市幼児教育・保育無償化事務集中室（TEL:254-7216）



(2) 支給申請に係るスケジュール

利用月の翌月から施設等利用費の申請ができます。

なお、複数の月の施設等利用費をまとめて申請することもできます（1枚の申請書で最大3箇月分まで記入できます）。

申請は随時受け付けます（申請受付期間等は特に設けません）が、申請日に応じて施設等利用費の支給時期が決まります（概ねの予定は下表及び資料2）。

申請書等については、京都市幼児教育・保育無償化事務集中室へ郵送するか、各区・支所子どもはぐくみ室へ提出してください。

施設・事業所利用期間	→施設等利用費の申請日	本市から保護者への 支給時期
令和元年10月～12月利用分	令和2年1月15日まで	令和2年3月頃
令和2年1月～3月利用分	令和2年4月15日まで	令和2年6月頃
令和2年4月～6月利用分	令和2年7月15日まで	令和2年9月頃
令和2年7月～9月利用分	令和2年10月15日まで	令和2年12月頃

（注1）申請に不備・疑義等がある場合は処理が保留となり、不備等が補正されるまで給付費は支給されません（給付費の支給が遅れる場合があります）。

（注2）不備・疑義等により処理保留となった申請は、保留連絡から概ね3箇月間補正がなされなかった場合、却下となります。

(3) 時効

施設等利用給付を受ける権利は、2年を経過したときは、時効によって消滅します。時効は1箇月ごとの管理となり、起算点は利用月の翌月1日となります。

(例) 令和元年10月分の施設等利用費に係る時効は令和元年11月1日が起算点となり、令和3年10月31日をもって時効が完成することから、令和3年11月1日以降に令和元年10月分の支給申請があったとしても当該申請は却下となります。

(4) 過誤調整

一旦支給申請した施設等利用費に誤りがあったことが判明した場合は、保護者が本市に対し過誤調整の申し立てを行います（申立書の提出先は京都市幼児教育・保育無償化事務集中室）。

再審査の結果、過誤調整の申立内容が適正であれば、追加支給または返還処理（今後支給される給付費との間で相殺等）を行います。

○保護者申立用・・・**第6－1号様式**、**第6－2号様式**

(5) 振込エラー

保護者が指定した振込口座に誤りがあった場合等については、施設等利用費の振込処理がエラーとなるため、口座情報を確認のうえ再度振込処理を行います。このため、保護者への入金処理が遅れる場合があります。

2 施設等利用給付認定変更手続きについて（保護者に行っていただく手続き）

保育が必要な理由（次頁の表の①就労～⑨その他）に該当しなくなった場合や、①～⑨の間で保育が必要な理由を変更する場合、又は転居する場合などは、速やかに次の書類を京都市に提出する必要があります。保育が必要な理由等が変更になっているにもかかわらず、変更申請や届出がない場合には、給付費の返還を求めることがありますので、御注意ください。

必要書類は京都市のホームページ（以下のURL・QRコード）からダウンロードしてください。各区役所・支所でも配布しています。

認定事項の変更に当たっては、これらの書類に必要事項を御記入いただき、京都市幼児教育・保育無償化事務集中室（提出先参照）に郵送するか、区役所・支所子どもはぐくみ室に提出してください。

京都市情報館 <https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000254845.html>



提出が必要な主な事例	提出が必要な書類	締切日
○転居する場合 ○世帯構成が変わる場合	施設等利用給付認定変更届	変更月の20日
○保育が必要な理由に新たに該当する場合（新1号から新2・3号に変更する場合）又は保育が必要な理由を変更する場合	・子育てのための施設等利用給付認定（変更）申請書 ・保育が必要な理由書 ・保育が必要な理由に応じた添付書類	変更希望日

○保育が必要な理由に該当しなくなる場合(新2・3号から新1号に変更する場合)	子育てのための施設等利用給付認定(変更)申請書	変更希望日
--	-------------------------	-------

- ※ 変更を希望する月の前月11日以降に申請された場合、変更希望日に結果通知の送付が間に合わない場合がありますので、申請はお早めをお願いします。

＜提出先＞ 〒604-8171

京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル3階
京都市幼児教育・保育無償化事務集中室 (TEL:254-7216)

- ※ 施設等利用給付認定の変更手続き(「2 施設等利用給付認定変更手続きについて」)については、9月末に発送を予定している施設等利用給付認定決定通知書に同封し、保護者にも周知します。

(保育が必要な理由の添付書類)

	就 労 証 明 書	母子手帳 の 写 し 又は出産 証 明 書	診断書, 障害者 手帳等の写し	スケジュール 申 告 書	り 災 証 明 書	在 学 証 明 書
①就労	○			変則勤務の方		
②妊娠・出産		○				
③疾病・障害			○	生活制限がない方		
④介護・看護			○	○		
⑤災害復旧					○	
⑥求職活動				○(※)		
⑦就学				○		○
⑧育休継続	○					
⑨その他	区役所・支所にお問い合わせください					

(※) 保育が必要な理由に応じた添付書類は、保護者のいずれについても提出が必要。

(※) 求職中の場合、求職活動申告書のほか、活動内容を証明する書類(ハローワークカード(写)等)も必要。

3 確認事項変更届について(施設・事業者に行ってください)

特定子ども・子育て支援施設等として確認を受けた施設・事業所について、今後次の1～9の事項に変更が生じた場合は、**変更が生じた日から10日以内に「特定子ども・子育て支援施設等確認事項変更届出書」(資料3)**を提出してください。

＜提出先＞ 〒604-8171

京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル3階
京都市子ども若者はぐくみ局 幼保総合支援室 (TEL:251-2390)

＜変更が生じた場合に届出が必要な事項＞

1	設置者(法人等)の名称
2	設置者(法人等)の主たる事務所の所在地・電話番号・FAX・メールアドレス
3	設置者(法人等)の代表者の職名・氏名・生年月日
4	施設・事業所の名称
5	施設・事業所の所在地・電話番号・FAX・メールアドレス
6	施設・事業所の管理者（園長等）の職名・氏名・生年月日
7	特定子ども・子育て支援に要する費用の額（入園料・保育料・預かり保育利用料）
8	預かり保育の実施時間又は実施日数
9	副食材料費に係る補足給付事業の実施状況（実施の有無，副食材料費単価）

4 その他（保護者に行っていただく手続き）

(1) 保育を必要とする理由に係る現況届について

新2・3号認定を受けた利用者については，今後毎年保育を必要とする理由が継続しているか確認するため，現況届出書を提出していただく必要があります。現況届については，別途，保護者にお知らせします。

(2) 施設等利用費振込先口座の変更手続きについて

保護者が，施設等利用給付認定申請書に記載した施設等利用費の振込先口座を変更したい場合は，「施設等利用費振込先口座登録（変更）届」（**第9号様式**）を京都市幼児教育・保育無償化事務集中室に提出していただきますようお願いします。

＜関係資料＞

（資料1）・・・施設等利用給付認定（変更認定）通知書

（資料2）・・・施設等利用費の支給に係るスケジュールイメージ

（資料3）・・・特定子ども・子育て支援施設等確認事項変更届出書

年 月 日

〒

様

施設等利用給付認定（変更認定） 通知書

京都市長

子育てのための施設等利用給付認定及び変更認定について、次のとおり決定しましたので通知します。

認 定 子 ど も	認 定 番 号	
	フリガナ	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
保 護 者	住 所	〒
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
決 定 年 月 日		年 月 日
認 定 区 分		
有 効 期 間		
保育の必要性の理由		

この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日（前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6月以内に、京都市を被告として（京都市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

保育の必要性の事由が妊娠・出産、就学、求職活動等の認定で、年度途中で認定期間が満了となった場合、満了日の翌日以降は施設等利用費の支給の対象とはなりません。引き続き施設等利用費の支給を希望する場合は、認定期間の更新や保育の必要性の事由の変更手続きが必要となりますので、本市の[担当部署]に改めて子育てのための施設等利用給付認定を申請して下さい。

〇〇区役所保健福祉センター

子どもはぐくみ室子育て推進担当

〒

TEL

FAX

施設等利用費（保護者が直接申請）の支給に係るスケジュールイメージ

令和元年度			令和2年度						
↓利用月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
令和元年 10月分	利用	支給申請 (1月15日まで)	不備対応・補正 (2月15日 ㄹ)	保護者口座へ 振込	支給申請 (4月15日まで)	不備対応・補正 (5月15日 ㄹ)	保護者口座へ 振込		
		利用	支給申請 (1月15日まで)	不備対応・補正 (2月15日 ㄹ)	支給申請 (4月15日まで)	不備対応・補正 (5月15日 ㄹ)	保護者口座へ 振込		
				支給申請 1/15 ㄹ	不備対応・補正 (2月15日 ㄹ)	支給申請 (4月15日まで)	保護者口座へ 振込		
令和2年 11月分			利用	支給申請 (1月15日まで)	不備対応・補正 (2月15日 ㄹ)	支給申請 (4月15日まで)	保護者口座へ 振込		
				支給申請 (1月15日まで)	不備対応・補正 (2月15日 ㄹ)	支給申請 (4月15日まで)	保護者口座へ 振込		
					不備対応・補正 (2月15日 ㄹ)	支給申請 (4月15日まで)	保護者口座へ 振込		
令和2年 12月分			利用	支給申請 (1月15日まで)	不備対応・補正 (2月15日 ㄹ)	支給申請 (4月15日まで)	保護者口座へ 振込		
				支給申請 (1月15日まで)	不備対応・補正 (2月15日 ㄹ)	支給申請 (4月15日まで)	保護者口座へ 振込		
					不備対応・補正 (2月15日 ㄹ)	支給申請 (4月15日まで)	保護者口座へ 振込		
令和2年 1月分			利用	支給申請 (4月15日まで)	不備対応・補正 (5月15日 ㄹ)	支給申請 (7月15日まで)	保護者口座へ 振込		
				支給申請 (4月15日まで)	不備対応・補正 (5月15日 ㄹ)	支給申請 (7月15日まで)	保護者口座へ 振込		
					不備対応・補正 (5月15日 ㄹ)	支給申請 (7月15日まで)	保護者口座へ 振込		
令和2年 2月分			利用	支給申請 (4月15日まで)	不備対応・補正 (5月15日 ㄹ)	支給申請 (7月15日まで)	保護者口座へ 振込		
				支給申請 (4月15日まで)	不備対応・補正 (5月15日 ㄹ)	支給申請 (7月15日まで)	保護者口座へ 振込		
					不備対応・補正 (5月15日 ㄹ)	支給申請 (7月15日まで)	保護者口座へ 振込		
令和2年 3月分			利用	支給申請 4/15 ㄹ	不備対応・補正 (5月15日 ㄹ)	支給申請 (7月15日まで)	保護者口座へ 振込		
				支給申請 4/15 ㄹ	不備対応・補正 (5月15日 ㄹ)	支給申請 (7月15日まで)	保護者口座へ 振込		
					不備対応・補正 (5月15日 ㄹ)	支給申請 (7月15日まで)	保護者口座へ 振込		

(注1)申請に不備・疑義等がある場合は処理が保留となるが、不備内容が補正されるまで給付費は支給されない(保護者への支給が遅れる場合がある)。
(注2)不備・疑義等により処理保留となった申請は、保留連絡から概ね3箇月間補正がなされなかった場合、却下となる。
(注3)保護者への振込は支払月の15日前後を予定。ただし、振込エラーとなった場合は入金が遅れる場合がある。
(注4)申請がなされない場合、施設等利用費を請求する権利は時効により2年間で消滅する(時効の起算点は利用月の翌月1日)。

第 7 号様式(第 9 条関係)

特定子ども・子育て支援施設等確認事項変更届出書

年 月 日

(宛先) 京都市長

届出者 所在地

名称

代表者氏名

印

特定子ども・子育て支援施設等に係る確認事項に変更がありましたので、子ども・子育て支援法第 58 条の 5 の規定により下記のとおり届け出ます。

記

変更届対象施設等	施設・事業の種類	☐ 幼稚園等 ☐ 認可外保育施設 ☐ 預かり保育事業 ☐ 一時預かり事業 ☐ 病児保育事業 ☐ 子育て援助活動支援事業
	施設・事業の名称	
	施設登録番号	
変 更 が あ っ た 事 項		変 更 の 内 容
1	設置者(法人等)の名称	(変更前)
2	設置者(法人等)の主たる事務所の 所在地・電話番号・FAX・メールアドレス	
3	設置者(法人等)の代表者の 職名・氏名・生年月日	
4	施設・事業所の名称	
5	施設・事業所の 所在地・電話番号・FAX・メールアドレス	(変更後)
6	施設・事業所の管理者(園長等)の 職名・氏名・生年月日	
7	特定子ども・子育て支援に要する費用の額	
8	預かり保育の実施時間又は実施期間	
9	副食材料費に係る補足給付事業の実施状況 (実施の有無、副食材料費単価)	
変 更 年 月 日		年 月 日

(※注) 1 当該項目番号に○印を付けること。

2 変更内容が確認できる書類(次頁参照)を添付すること。

<必要添付書類>

変更する項目		添付が必要な書類	留意事項等
1	設置者（法人等）の名称	定款又は寄附行為等，登記事項証明書（原本）	
2	設置者（法人等）の主たる事務所の所在地	定款又は寄附行為等，登記事項証明書（原本）	
3	設置者（法人等）の代表者の職名・氏名・生年月日	登記事項証明書（原本），誓約書	
4	施設・事業所の名称	なし	
5	施設・事業所の所在地	なし	認可外保育施設の場合は，別途「認可外保育施設事業内容等変更届」を提出すること。
6	施設・事業所の管理者（園長等）の職名・氏名・生年月日	誓約書（特定子ども・子育て支援施設等）	
7	特定子ども・子育て支援に要する費用の額	料金表及び利用案内・パンフレット	
8	預かり保育の実施時間又は実施期間	料金表及び利用案内・パンフレット	
9	副食材料費に係る補足給付事業の実施状況（実施の有無，副食材料費単価）	なし	

※ 上記の「添付が必要な書類」以外に，追加資料の提出を求める場合があります。

特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証
(認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育事業の保育料・利用料)
＜ 年 月分 ＞

年 月 日

様

設置者名称

施設・事業所の所在地

施設・事業所の名称

代表者職氏名



【施設等利用給付認定子どもの氏名】

【支援の内容】

【特定子ども・子育て支援利用料の領収金額】

保育料・利用料	円
---------	---

【特定費用等の領収金額】

特定子ども・子育て支援利用料以外 ※	円
--------------------	---

※ この欄に記載された金額は、施設等利用費（幼児教育・保育の無償化に係る給付）の対象とはなりません。

特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証(兼提供証明書)

(一時預かり事業・病児保育事業の保育料・利用料【日額用】)

< 年 月 日分 >

年 月 日

様

設置者名称

施設・事業所の所在地

施設・事業所の名称

代表者職氏名



【施設等利用給付認定子どもの氏名】

【認定番号】

【支援の内容】

【提供時間帯】

時	分	～	時	分
---	---	---	---	---

【特定子ども・子育て支援利用料の領収金額】

保育料・利用料	円
---------	---

【特定費用等の領収金額】

特定子ども・子育て支援利用料以外 ※	円
--------------------	---

※ この欄に記載された金額は、施設等利用費(幼児教育・保育の無償化に係る給付)の対象とはなりません。

上記のとおり施設等利用給付認定子どもに対し、特定子ども・子育て支援を提供したことを証明します。

特定子ども・子育て支援提供証明書（認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育事業）

【 年 月 分 】

【施設等利用給付認定子ども】

氏 名	認定番号
-----	------

【特定子ども・子育て支援の提供内容】

支援の内容	提供した日※1	提供時間帯※2	費用※3
認可外保育施設	日～ 日	: ~ :	円
一時預かり事業	日～ 日	: ~ :	円
病児保育事業	日～ 日	: ~ :	円

※1 定期利用の場合は当該月の在籍期間、一時利用の場合は当該月の初日の利用日と最終の利用日が記載されています。

※2 標準的な利用時間帯が記載されています。

※3 当該月の利用にかかった特定子ども・子育て支援利用料（幼児教育・保育の無償化の対象となる費用）が記載されています。

上記のとおり施設等利用給付認定子どもに対し、特定子ども・子育て支援を提供したことを証明します。

年 月 日	設置者名称
	施設・事業所の所在地
	施設・事業所の名称
	代表者職氏名
	印

申請日： 年 月 日

(宛先) 京都市長

施設等利用費申請書（請求書）
【幼稚園・預かり保育・認可外保育施設等】

子ども・子育て支援法施行規則第28条の19の規定に基づき、施設等利用費の支給について、下記のとおり申請します。

なお、当該支給に係る審査に当たっては、次の事項に同意します。

＜同意事項＞

- 1 申請者や同居親族の住基情報や課税状況等の確認のため、京都市が官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めること。
- 2 京都市が対象施設・事業所に対し施設等の利用状況や利用料の支払い状況等を確認すること。

記

1 施設等利用給付認定保護者（申請者）

※ 施設等利用給付認定(変更認定)通知書に記載されている保護者の方が申請してください。

フリガナ		認定 子ども との 続柄		生年月日	年	月	日
氏 名	印			現住所	電話：		

2 認定子ども（認定子どもごとに申請してください。）

フリガナ		認定番号	
氏 名		生年月日	年 月 日

※ ここからの項目は、特定子ども・子育て支援提供証明書等の内容を月ごとに転記してください。

3 施設等利用費（幼稚園）の申請内容

園 名	所在地 (京都市外の場合のみ記入)				
利用年月	保育料①	入園料(月割)②	費用計①+②	申請額	
年 月	円	円	円	円	
年 月	円	円	円	円	
年 月	円	円	円	円	

4 施設等利用費（預かり保育・認可外保育施設等※）の申請内容

※認可外保育施設等には、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業が含まれます。

利用年月	年 月
------	-----

【預かり保育】

施設の名称	所在地 (京都市外の場合のみ記入)	利用日数	利用料	申請額小計③
		日	円	円

【認可外保育施設等】

	施設・事業所の名称	所在地 (京都市外の場合のみ記入)	支援の内容	利用料・保育料
1				円
2				円
3				円

※ 一時預かり事業・病児保育事業の日額用の特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証（兼提供証明書）及び子育て援助活動支援事業に係る援助活動の報告については、施設・事業ごとに合算した金額を記入してください。

計	円
申請額小計④	円
申請額計③+④	円

利用年月	年	月
------	---	---

【預かり保育】

施設の名称	所在地（京都市外の場合のみ記入）	利用日数	利用料	申請額小計⑤
		日	円	円

【認可外保育施設等】

	施設・事業所の名称	所在地（京都市外の場合のみ記入）	支援の内容	利用料・保育料
1				円
2				円
3				円

※ 一時預かり事業・病児保育事業の日額用の特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証（兼提供証明書）及び子育て援助活動支援事業に係る援助活動の報告については、施設・事業ごとに合算した金額を記入してください。

計	円
申請額小計⑥	円
申請額計⑤＋⑥	円

利用年月	年	月
------	---	---

【預かり保育】

施設の名称	所在地（京都市外の場合のみ記入）	利用日数	利用料	申請額小計⑦
		日	円	円

【認可外保育施設等】

	施設・事業所の名称	所在地（京都市外の場合のみ記入）	支援の内容	利用料・保育料
1				円
2				円
3				円

※ 一時預かり事業・病児保育事業の日額用の特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証（兼提供証明書）及び子育て援助活動支援事業に係る援助活動の報告については、施設・事業ごとに合算した金額を記入してください。

計	円
申請額小計⑧	円
申請額計⑦＋⑧	円

（添付書類）※申請をされる施設・事業の利用年月ごとの全ての原本の添付が必要

【幼稚園、預かり保育、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業】

- ・ 特定子ども・子育て支援提供証明書
- ・ 特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証

【子育て援助活動支援事業】

- ・ 援助活動の報告

申請日： 年 月 日

(宛先) 京都市長

施設等利用費申請書（請求書）

【認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業】

子ども・子育て支援法施行規則第28条の19の規定に基づき、施設等利用費の支給について、下記のとおり申請します。

なお、当該支給に係る審査に当たっては、次の事項に同意します。

<同意事項>

- 1 申請者や同居親族の住基情報や課税状況等の確認のため、京都市が官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めること。
- 2 京都市が対象施設に対し施設等の利用状況や利用料の支払い状況等を確認すること。

記

1 施設等利用給付認定保護者（申請者）

※ 施設等利用給付認定(変更認定)通知書に記載されている保護者の方が申請してください。

フリガナ		認定 子ども との 続柄		生年月日	年	月	日
氏 名	印			現住所	電話：		

2 認定子ども（認定子どもごとに申請してください。）

フリガナ		認定番号	
氏 名		生年月日	年 月 日

3 施設等利用費の申請内容 ※特定子ども・子育て支援提供証明書等の内容を月ごとに転記してください。

利用年月	年	月		
	施設・事業所の名称	所在地（京都市外の場合のみ記入）	支援の内容	利用料・保育料
1				円
2				円
3				円
4				円
5				円
※ 一時預かり事業・病児保育事業の日額用の特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証（兼提供証明書）及び子育て援助活動支援事業に係る援助活動の報告については、施設・事業ごとに合算した金額を記入してください。			計	円
			申請額	円

利用年月	年	月		
	施設・事業所の名称	所在地（京都市外の場合のみ記入）	支援の内容	利用料・保育料
1				円
2				円
3				円
4				円
5				円
※ 一時預かり事業・病児保育事業の日額用の特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証（兼提供証明書）及び子育て援助活動支援事業に係る援助活動の報告については、施設・事業ごとに合算した金額を記入してください。			計	円
			申請額	円

利用年月	年	月		
	施設・事業所の名称	所在地 (京都市外の場合のみ記入)	支援の内容	利用料・保育料
1				円
2				円
3				円
4				円
5				円
※ 一時預かり事業・病児保育事業の日額用の特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証（兼提供証明書）及び子育て援助活動支援事業に係る援助活動の報告については、施設・事業ごとに合算した金額を記入してください。			計	円
			申請額	円

(添付書類) ※申請をされる施設・事業の利用年月ごとの全ての原本の添付が必要

【認可外保育施設，一時預かり事業，病児保育事業】

- ・ 特定子ども・子育て支援提供証明書
- ・ 特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証

【子育て援助活動支援事業】

- ・ 援助活動の報告

依頼日： 年 月 日

（宛先）京都市長

施設等利用費過誤調整申立書
【幼稚園・預かり保育・認可外保育施設等】

下記の施設等利用費について、申請額に誤りがありましたので、過誤調整を申し立てます。
 なお、当該過誤調整に当たっては、次の事項に同意します。

<同意事項>

- 1 依頼者や同居親族の住基情報や課税状況等の確認のため、京都市が官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めること。
- 2 京都市が対象施設に対し施設等の利用状況や利用料の支払い状況等を確認すること。
- 3 過誤調整により、施設等利用費の追給や過払いが発生した場合、次回以降の施設等利用費の支給額で調整をすること。
- 4 上記3で調整できない過払いについては、京都市の請求に基づき、納付書で返還すること。

記

1 施設等利用給付認定保護者（依頼者）

※ 施設等利用給付認定(変更認定)通知書に記載されている保護者の方が依頼してください。

フリガナ		認定 子ども の 続柄	生年月日	年	月	日
氏 名	印		現住所	電話：		

2 認定子ども

フリガナ		認定番号	
氏 名		生年月日	年 月 日

3 施設等利用費（幼稚園）の過誤調整の内容

利用年月	年 月
------	-----

園 名		所在地 (京都市外の場合のみ記入)	
-----	--	----------------------	--

<修正前>

保育料①	入園料(月割)②	費用計①+②	申請額(修正前)③
円	円	円	円

<修正後>

保育料④	入園料(月割)⑤	費用計④+⑤	申請額(修正後)⑥
円	円	円	円
過誤調整額 ⑥-③※			円

※ 過払いが発生する場合は△●●●●円と記入

4 施設等利用費（預かり保育・認可外保育施設等※）の過誤調整の内容

※認可外保育施設等には、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業が含まれます。

利用年月	年	月
------	---	---

<修正前>

【預かり保育】

施設の名称	所在地（京都市外の場合のみ記入）	利用日数	利用料	申請額小計⑦
		日	円	円

【認可外保育施設等】

	施設・事業所の名称	所在地（京都市外の場合のみ記入）	支援の内容	利用料・保育料
1				円
2				円
3				円
			計	円
			申請額小計⑧	円
			申請額計(修正前) ⑦+⑧=⑨	円

<修正後>

【預かり保育】

施設の名称	所在地（京都市外の場合のみ記入）	利用日数	利用料	申請額小計⑩
		日	円	円

【認可外保育施設等】

	施設・事業所の名称	所在地（京都市外の場合のみ記入）	支援の内容	利用料・保育料
1				円
2				円
3				円
			計	円
			申請額小計⑪	円
			申請額計(修正後) ⑩+⑪=⑫	円
			過誤調整額 ⑫-⑨※	円

※ 過払いが発生する場合は△●●●円と記入

(添付書類)

過誤調整の内容が分かる書類（利用した施設が発行した施設等利用費過誤調整内訳書等）

依頼日: 年 月 日

(宛先) 京都市長

施設等利用費過誤調整申立書

【認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業】

下記の施設等利用費について、申請額に誤りがありましたので、過誤調整を申し立てます。

なお、当該過誤調整に当たっては、次の事項に同意します。

<同意事項>

- 1 依頼者や同居親族の住基情報や課税状況等の確認のため、京都市が官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めること。
- 2 京都市が対象施設に対し施設等の利用状況や利用料の支払い状況等を確認すること。
- 3 過誤調整により、施設等利用費の追給や過払いが発生した場合、次回以降の施設等利用費の支給額で調整をすること。
- 4 上記3で調整できない過払いについては、京都市の請求に基づき、納付書で返還すること。

記

1 施設等利用給付認定保護者(依頼者)

※ 施設等利用給付認定(変更認定)通知書に記載されている保護者の方が依頼してください。

フリガナ		認定		生年月日	年	月	日
氏 名	印	子ども との 続柄		現 住 所	電話:		

2 認定子ども

フリガナ		認定番号	
氏 名		生年月日	年 月 日

3 施設等利用費の過誤調整の内容

利用年月	年 月
------	-----

<修正前>

	施設・事業所の名称	所在地 (京都市外の場合のみ記入)	支援の内容	利用料・保育料
1				円
2				円
3				円
4				円
5				円
			計	円
			申請額(修正前) ①	円

<修正後>

	施設・事業所の名称	所在地 (京都市外の場合のみ記入)	支援の内容	利用料・保育料
1				円
2				円
3				円
4				円
5				円
			計	円
			申請額(修正後) ②	円
			過誤調整額 ②-①※	円

(添付書類)

過誤調整の内容が分かる書類(利用した施設が発行した施設等利用費過誤調整内訳書等)

※ 過払いが発生する場合は△●●●円と記入

施設等利用費用過誤調整内訳書（認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育事業）

【 年 月 分】

【施設等利用給付認定子ども】

氏 名	認定番号
-----	------

【特定子ども・子育て支援の提供内容】

<修正前>

支援の内容	提供した日	提供時間帯	費用
	日～ 日	: ~ :	円

<修正後>

支援の内容	提供した日	提供時間帯	費用
	日～ 日	: ~ :	円

上記のとおり， 年 月 日に発行した特定子ども・子育て支援提供証明書に誤りがありましたので，訂正します。

年 月 日

設置者名称
施設・事業所の所在地
施設・事業所の名称
代表者職氏名
印

届出日： 年 月 日

(宛先) 京都市長

施設等利用費振込先口座登録（変更）届

子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づく施設等利用費の支給に係る振込先口座の登録（変更）を次のとおり届け出ます。

1 施設等利用給付認定保護者

氏 名※ (認定保護者)	ふりがな	生 年 月 日
	⑩	年 月 日
住 所	〒 —	
連 絡 先	—	

※ 施設等利用給付認定(変更認定)通知書に記載されている保護者の方が届出をしてください。
認定保護者の変更を希望される場合は、「施設等利用給付認定変更届」を提出してください。

2 認定子ども

1	氏 名	ふりがな	生 年 月 日	認 定 番 号
			年 月 日	
2	氏 名	ふりがな	生 年 月 日	認 定 番 号
			年 月 日	
3	氏 名	ふりがな	生 年 月 日	認 定 番 号
			年 月 日	

3 振込希望先金融機関（上記1に記載した認定保護者名義の口座を御記入ください）

金融機関名	本(支)店名	店番号	口座番号(右詰めで御記入ください)	口 座 名 義
銀 行 信用金庫 農業協同組合	本店 支店 出張所		普 通	ふりがな

保育の無償化について

－保育の無償化に関する説明会資料－

令和元年7月26日
京都市子ども若者はぐくみ局
幼保総合支援室

目 次

頁数

用語の説明	1
1 子どものための教育・保育給付の利用者負担上限額の無償化	2
2 施設等利用給付について	2
(1) 特定子ども・子育て支援施設等に係る確認（事業者に行っていただく手続き）	3
(2) 施設等利用給付認定（保護者に行っていただく手続き）	5
(3) 施設等利用給付に係る請求（償還払いの請求）	6
(4) 過料について	7
3 今後のスケジュール	8
4 添付資料	8
5 参考（内閣府資料）	8

【用語の説明】 この資料で使用している用語の定義は以下のとおりです。

<歳児>

0～2歳児	年度当初の4月1日時点で0～2歳の子ども
3～5歳児	年度当初の4月1日時点で3～5歳の子ども
満3歳児	3歳の誕生日以後最初の3月31日までの間の子ども

<認定>

教育・保育 給付認定	保育園(所)，認定こども園，新制度に移行した私立幼稚園，市立幼稚園等を利用するために必要な認定
1号認定	満3～5歳児が，新制度に移行した私立幼稚園，市立幼稚園，認定こども園(幼稚園部分)を利用するために必要な認定
2号認定	満3～5歳児が，保育園(所)，認定こども園(保育園部分)等を利用するために必要な認定
3号認定	満3歳児を除く0～2歳児が，保育園(所)，認定こども園(保育園部分)等を利用するために必要な認定

施設等利用 給付認定	私立幼稚園(新制度に移行した私立幼稚園を除く)，預かり保育，認可外保育施設等の利用料の無償化の給付を受けるために必要な認定
新1号認定	満3～5歳児が，私立幼稚園(新制度に移行した私立幼稚園を除く)の保育料のみ無償化の給付を受けるために必要な認定
新2号認定	保育を必要とする理由(別紙1)に該当する3～5歳児が，私立幼稚園(新制度に移行した私立幼稚園を除く)，預かり保育，認可外保育施設等の利用料の無償化の給付を受けるために必要な認定
新3号認定	市民税非課税世帯のうち，保育を必要とする理由(別紙1)に該当する0～2歳児が，私立幼稚園(新制度に移行した私立幼稚園を除く)，預かり保育，認可外保育施設等の利用料の無償化の給付を受けるために必要な認定

1 子どものための教育・保育給付の利用者負担上限額の無償化

生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育・保育の重要性や、幼児教育・保育の負担軽減を図る少子化対策の観点などから、子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変えるため、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が交付され、令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化が施行されます。

これまでから、保育施設（認定こども園、保育所、小規模保育事業所等）に対する財政支援として、「子どものための教育・保育給付」（以下「保育給付」という。）制度に基づき、保育を利用する児童の数に応じた給付費（運営費）が各施設に納められていました。

このうち、満3歳以上教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者及び満3歳未満保育認定子どもに係る市町村民税世帯非課税者である教育・保育給付認定保護者について、利用者負担上限額をゼロとするよう子ども・子育て支援法が改正され、関係法令が整備されました。

2 施設等利用給付について

幼児教育・保育の無償化に伴い、市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付（施設等利用給付）制度が創設されました。

ただし、2号・3号認定を受けて、保育園、認定こども園(保育園部分)、地域型保育事業所、企業主導型保育事業所を利用している方は、施設等利用給付認定（新1号～新3号認定）を受けることはできません。

施設等利用給付の対象施設（事業）は以下のとおりです。

- 新制度に移行していない幼稚園（平成27年度に始まった子ども・子育て支援新制度の適用を受けない幼稚園）
- 幼稚園及び認定こども園の教育・保育給付1号認定こどもを対象とする預かり保育事業
- 一時預かり事業
- 病児保育事業
- ファミリー・サポート・センター事業
- 認可外保育施設

認可外保育施設には以下の施設が含まれます。

いわゆる認可外保育施設 (企業主導型保育事業所を除く)	・ <u>児童福祉法に基づく認可外保育施設の届出が必要です。</u> ・ <u>事業所内保育事業については、令和元年7月1日より、届出が必要となっています。</u> (令和元年7月1日時点で設置している施設は、9月30日までの届出が必要)
地方自治体独自の認証保育施設 (京都市は該当なし)	
ベビーホテル	
市町村から認可されていない事業所内保育事業	
ベビーシッター	

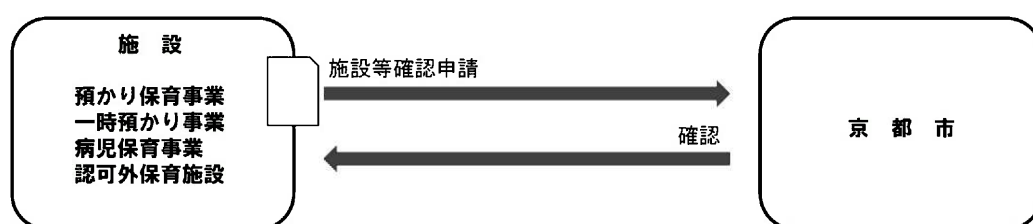
(1) 特定子ども・子育て支援施設等に係る確認（事業者に行っていただく手続き）

市町村は、施設等が下記「イ 対象施設に求める基準」における（ア）（イ）の基準を満たしているか等を確認のうえ、特定子ども・子育て支援施設として確認したことを公示します。確認は、施設等の所在地の市町村が行い、他の市町村においても効力を有することになります。

対象施設は、特定子ども・子育て支援施設等確認申請書（別紙３）を郵送により幼保総合支援室民営保育施設担当へ御提出ください。

施設等利用給付は、確認申請の結果、市町村から「特定子ども・子育て支援施設等」として確認を受けた施設・事業を利用した場合に支給されることとされています。

提出期限：令和元年８月１６日（金）まで



ア 確認申請

対 象	ページ	番 号	名 称
認可外保育施設等 (ベビーシッター等を含む)	P15	別紙３－１	特定子ども・子育て支援施設等確認申請書 (認可外保育施設)
一時預かり事業	P19	別紙３－２	特定子ども・子育て支援施設等確認申請書 (一時預かり事業)
病児保育事業	P21	別紙３－３	特定子ども・子育て支援施設等確認申請書 (病児保育事業)

※ 一時預かり事業及び病児保育事業ともに、京都市の委託を受けて実施している場合と、委託を受けずに実施している場合とでは、記載事項と添付書類（提出書類）が異なりますので、ご注意ください。

イ 対象施設に求める基準

（ア） 対象施設が満たすべき教育・保育等の質の基準

① 預かり保育事業，病児保育事業，認可外保育施設・・・内閣府令で定める基準を適用。
以下の内容が，内閣府令で定められました。

- 預かり保育事業は，一時預かり事業の基準と同様
- 病児保育事業は，地域子ども・子育て支援事業（１３事業）において求めている基準と同様
- 認可外保育施設は，従来の指導監督基準と同様

（参考５）

<認可外保育施設に係る基準の取扱いについて>

1 無償化の対象となる施設が満たすべき基準

認可外保育施設が無償化の対象となるには、児童福祉法に基づく届出を行い、かつ、内閣府令で定める基準（「認可外保育施設指導監督基準」と同内容）を満たす必要があります。しかし、基準を満たさない施設であっても、当初5年間は無償化の対象とする猶予期間が改正子ども・子育て支援法に設けられました。

一方で、市町村は、子どもたちの安心・安全のため、当該猶予期間に限り、内閣府令で定める基準を超えない範囲において、市町村の条例で職員配置等に関する基準を設けることにより、無償化の対象とする施設を限定することができるとされました。

⇒ 京都市では、子どもたちの安心・安全を最優先とするため、内閣府令で定める基準を満たす施設のみを無償化の対象とする方向で、基準の適用時期も含めて検討を進めています。

【京都市はぐくみ推進審議会幼保推進部会での意見】

- ・ 無償化の対象は、最低でも指導監督基準を満たす施設にすべき。
- ・ 直ちに10月1日から基準を適用させると、利用者及び認可外保育施設事業者ともにあまりにも準備期間が短いのではないか。一方で、国が猶予期間として示している5年間は長すぎる。
- ・ 経過措置を半年以上にするとしても、年度の切り替わりに合わせた転園が一般的ということを考えると、基準の適用は4月1日からにすべき。

2 他都市の利用者について

本制度では、利用者が居住地以外の自治体の施設を利用する場合は、施設所在地の自治体が設けた基準ではなく、利用者が居住する自治体の基準に従う必要があります。そのため、同じ施設を利用していても、利用者が居住する自治体によって、無償化の適否が異なる場合があります。

（例）A市（無償化対象の基準なし）の市民が、B市（無償化対象の基準あり）の認可外保育施設（基準を満たしていない施設）を利用する場合

A市民：無償化の対象

B市民：無償化の対象外

② 一時預かり事業・・・児童福祉法に基づく事業基準を適用

（イ）対象施設等の運営に関する基準

特定子ども・子育て支援施設等については、以下の運営基準が適用されます。

① 教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供記録

児童ごとに、保育、給食等の提供日、徴収した保育料、利用料及び食材料費を記録しなければならない。

② 保育料及び特定費用の説明及び同意

通常の保育料及び利用料のほか、無償化の対象にならない特定費用（個人所有となる日用品・文房具や制服等の費用、行事参加費、食材料費、通園送迎費、保護者会・

P T A会費等) について、あらかじめ保護者に対し、徴収項目、金額及びその徴収理由について書面により明らかにするとともに、説明し、同意を得なければならない。

③ 領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付

「通常の保育料及び預かり保育料の額」と「無償化の対象にならない特定費用の額」を区分した**領収証**を交付しなければならない。また、幼児教育等を提供した日及び費用の額等、必要な事項を記載した**特定子ども・子育て支援提供証明書**を交付しなければならない。

④ 市町村への通知

保護者が偽りその他不正な行為によって施設等利用給付の支給を受け又は受けようとしたときは、遅滞なくその旨を市町村に通知するとともに記録しなければならない。

⑤ 秘密保持

職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童及びその家族の秘密を漏らしてはならない。また、職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た園児及びその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

⑥ 記録の整備

上記①及び④の記録については、完結の日から5年間保存しなければならない。

※ 必ずしも紙媒体で保管していただく必要はなく、電子媒体での保管も可能です。
ただし、保存期間中はいつでも文書で出力可能な状態で保管されている必要があります。

(2) 施設等利用給付認定（保護者に行っていただく手続き）

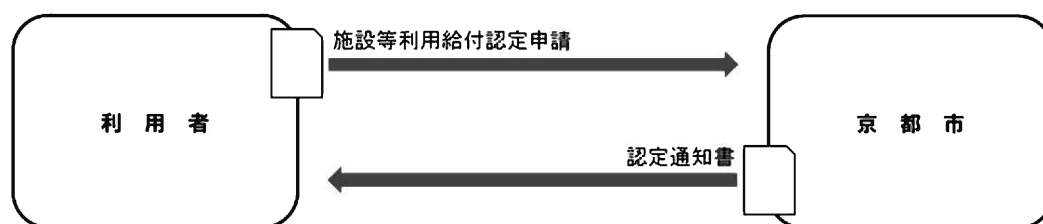
施設等利用給付の支給を受けるためには、保護者が、お住いの市町村に施設等利用給付認定申請を行い、施設等利用給付認定（新2号または新3号）を受けていただく必要があります。

なお、この施設等利用給付認定は、保育所や認定こども園を利用するために必要な従来の認定（教育・保育給付認定）とは別の新たな認定となります。

施設等利用給付の認定を受けた日以前にさかのぼって施設等利用給付を受けることはできません。

提出期限：令和元年9月6日（金）まで（予定）

提出先：京都市幼児教育・保育無償化事務集中室



※ 施設等利用給付の認定申請書は、今後、京都市情報館からダウンロードしていただけるようになります。

※ 京都市情報館に、「利用施設別のご案内」（別紙２）を掲載していますので、各施設から、当該箇所をご案内いただく等により、利用者の方に、幼児教育・保育の無償化に係る手続きが必要であることをお伝えください。

<施設等利用給付認定の区分>

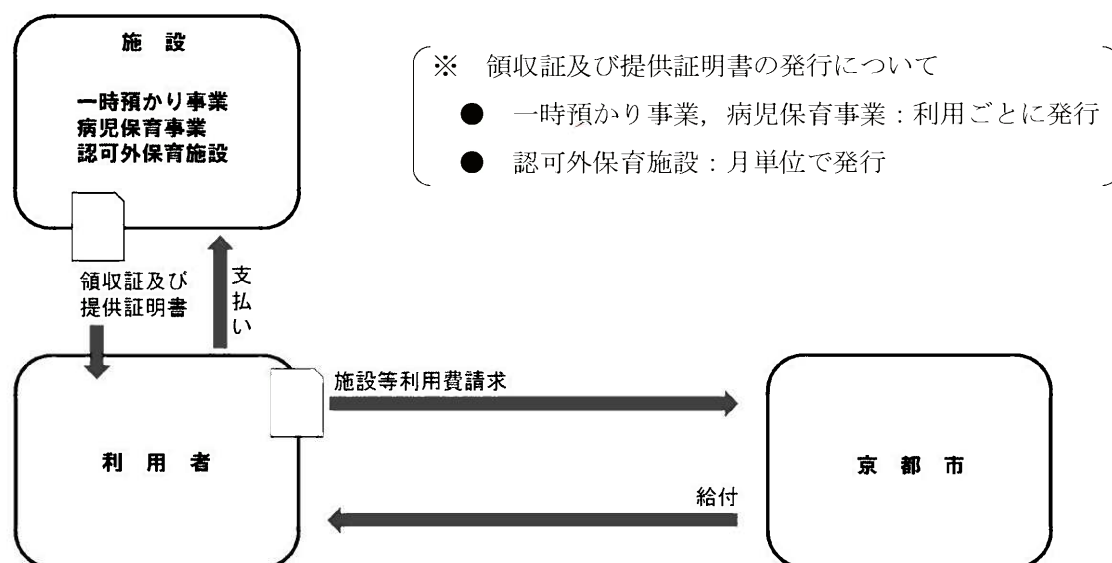
認定区分	要 件
新１号	満３歳以上の小学校就学前子どもであって、新２号・新３号認定子ども以外のもの
新２号	満３歳に達する日以後最初の３月３１日を経過した小学校就学前子どものうち、家庭において必要な保育を受けることが困難なもの(※)
新３号	満３歳に達する日以後最初の３月３１日までの間にある小学校就学前子どもであって、家庭において必要な保育を受けることが困難なもの(※)のうち、保護者及び同一世帯員が市民税非課税であるもの

※ 「家庭において必要な保育を受けることが困難なもの」の要件は、保育所等を利用する際の教育・保育給付２・３号認定の要件と同じです。

(3) 施設等利用給付に係る請求（償還払いの請求）

施設等利用給付は償還払いのため、保護者は、各施設に一旦保育料を全額支払う必要があります。また、保護者は、四半期に１回ある支給申請受付期間に、京都市に対し支給申請書を提出する必要があります。京都市で利用上限等を確認し、利用給付費が保護者の指定口座に振り込まれます。

なお、申請が遅れた場合は、次回の支給申請受付期間に受け付けたものとして扱われるため、支給が３ヶ月程度遅れます。



ア 給付の上限額

一時預かり事業，病児保育事業，認可外保育施設

新2号…月額37,000円

新3号…月額42,000円

イ 留意事項

- ① 複数の施設を利用しても，上限額は変わりません。
- ② 保育園，認定こども園，新制度幼稚園，その他幼稚園の一部，企業主導型保育事業所の利用者は，認可外保育施設等の利用料は無償化の対象となりません。
- ③ 利用している幼稚園及び認定こども園（1号認定こどもに限る）が以下のいずれかの要件に当てはまる場合，預かり保育の支給上限額から預かり保育に係る無償化の支給額を差し引いた残りの額を上限として，併用して利用される認可外保育施設等の利用料も無償化の対象となります。
 - 通常の教育期間(夏休み等の長期休業期間以外)における平日の開園時間(教育時間と預かり保育実施時間の合計)が8時間未満
 - 預かり保育実施日を含む年間開園日数が200日未満

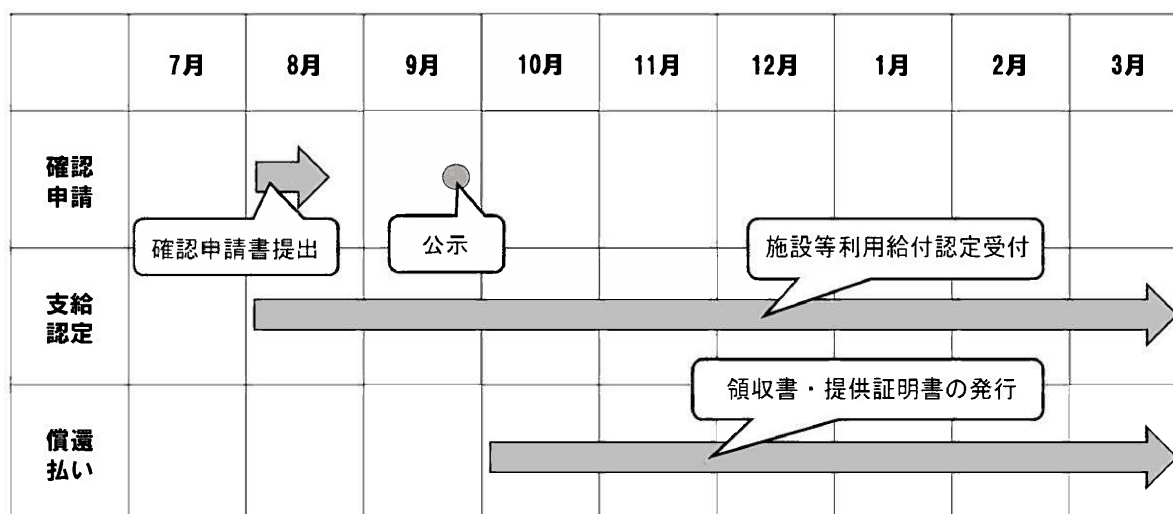
※ 併用できる施設・事業：認可外保育施設(企業主導型保育事業を除く)，一時預かり事業，病児保育事業，ファミリー・サポート・センター事業
- ④ 保育料に，以下に掲げる費用が含まれている場合は，その部分については無償化の対象外となります。
 - ・日用品費や制服費
 - ・行事費
 - ・食材料費
 - ・通園送迎費
 - ・保護者会，PTA会費

(4) 過料について

幼児教育・保育を無償化するための子ども・子育て支援法の改正により，市町村は，無償化の対象となる新制度に移行していない幼稚園及び認可外保育施設等を利用する保護者及び施設等に対し，給付費の支給に当たって，虚偽の報告等を行った場合に，10万円以下の過料を科す旨の規定を，条例で設けることができるとされました。

⇒ 京都市では，現在，取扱いについて検討を進めています。

3 今後のスケジュール



4 添付資料

- 別紙1 : 保育を必要とする理由
- 別紙2 : 利用施設別のご案内（抜粋）
- 別紙3－1 : 「特定子ども・子育て支援施設等確認申請書」（認可外保育施設用）
- 別紙3－2 : 「特定子ども・子育て支援施設等確認申請書」（一時預かり事業用）
- 別紙3－3 : 「特定子ども・子育て支援施設等確認申請書」（病児保育事業用）
- 別紙4 : 認可外保育施設 指導監督基準 チェック表
- 別紙5 : 一時預かり事業の事業概要及び事業類型等
- 別紙6 : 病児保育事業の事業概要及び事業類型等

5 参 考（内閣府資料）

内閣府ホームページ「幼児教育・保育の無償化に関する都道府県等説明会」

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/setsumeikai/r010530/index.html>